

中小企業省人化投資補助金 一般型

補助対象者

中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人

補助率および補助上限額について

補助対象	補助上限額 ^{※1}		補助率
個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築	従業員数5人以下	750万円（1,000万円）	中小企業 1/2(2/3) ^{※1}
	従業員数6～20人	1,500万円（2,000万円）	
	従業員数21～50人	3,000万円（4,000万円）	
	従業員数51～100人	5,000万円（6,500万円）	
	従業員数101人以上	8,000万円（1億円）	2/3

※1大幅な賃上げを行う場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

※2再生事業者の定義については公募要領を確認ください。また、再生事業者については基本要件未達の場合の返還要件の免除がされます。

補助対象は、生産性を向上させるための設備全般です。

事業概要・基本要件・補助率等

事業概要	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者
基本要件	<p>① 労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ② 1人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※ 最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p> <p>(返還要件) 基本要件②が未達の場合、達成率に応じて補助金を返還。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還免除。 基本要件③が未達の場合、「補助金額／計画年数」で補助金を返還。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還免除。</p>
その他要件	<p>① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※ カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。</p>

次回公募期間：R8.2 上旬～R8.2 月下旬→採択結果 R8.5 月下旬の予想